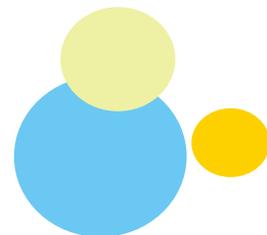


# 障害者の就労支援に関する 基礎的研修のご案内



JEEDでは、障害者雇用対策基本方針（令和5年厚生労働省告示第126号）にもとづき、障害者の就労支援に携わるみなさまが、雇用・福祉分野の人材が両分野に横断的に求められる知識等を習得することを目指す「雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修（基礎的研修）」を実施します。

## 基礎的研修の受講対象となる方

基礎的研修は、就労支援の基礎的な内容を学ぶ**初学者の方**を対象とした研修です。

厚生労働省により、受講を必須とされる方が示されています。その他、福祉、医療等の施設で就労支援を担当される方、職場適応援助者養成研修の受講を予定している方、企業で障害者雇用の担当をしている方も受講対象となります。

## 基礎的研修の受講を必須とされる方

- 障害者就業・生活支援センター 就業支援担当者
- 障害者就業・生活支援センター 生活支援担当者
- 就労移行支援事業所 就労支援員
- 就労定着支援事業所 就労定着支援員

令和7年度までに次の研修を修了した方は、基礎的研修の受講が免除されます

- ・ 障害者就業・生活支援センター主任就業支援担当者研修
- ・ 障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修
- ・ 職場適応援助者養成研修（大臣指定機関による養成研修を含む）
- ・ 職場適応援助者支援スキル向上研修

## 受講の優先順位

【1】 障害者就業・生活支援センター 就業支援担当者

【2】 障害者就業・生活支援センター 生活支援担当者  
就労移行支援事業所就労支援員  
就労定着支援事業所就労定着支援員

【3】 障害者就業・生活支援センター 生活支援担当者  
就労移行支援事業所就労支援員  
就労定着支援事業所就労定着支援員

のうち、この業務に就いてから2年以上経過している方

のうち、この業務に就いてから2年未満の方

【4】 上記【1】～【3】以外の方で、職場適応援助者養成研修の受講を予定している方

※大臣指定機関による養成研修を含む

※このうち、企業に在籍し障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した方の優先順位は【7】

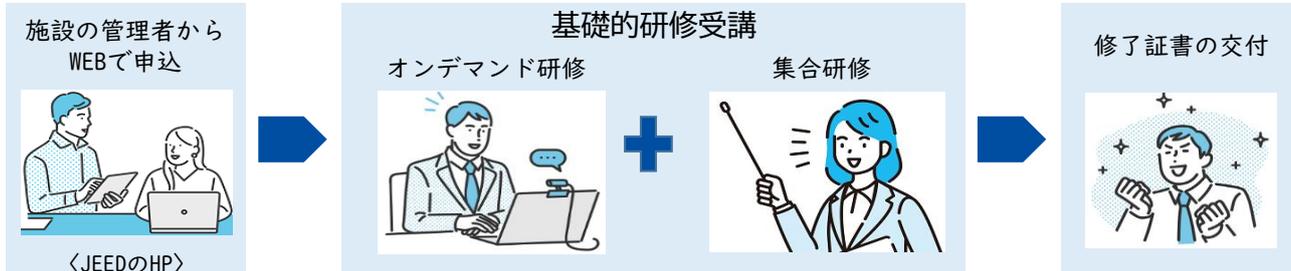
【5】 医療、福祉等の機関において障害者の就労支援を担当している方

【6】 企業の方であって職場適応援助者養成研修の受講を予定していない方

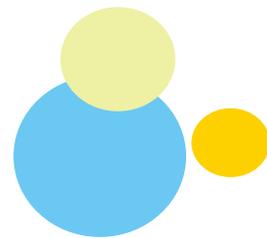
【7】 障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した方で、企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講申請を予定している方

## 基礎的研修の流れ

JEEDのホームページから受講申請してください。受講決定した方は、オンデマンド研修と集合研修の両方を受講します。修了した方に修了証書を交付します。



# 障害者の就労支援に関する 基礎的研修のご案内



## ▶▶ 留意事項（必ず事前に確認してください）

### 受講申請に関する事項

■受講申請は専用サイトから行います。電話やFAXでの申請は受付できません。

申請はWEBのみ

「受講必須者」と「受講必須者以外」の方で申込期間が異なります。詳細はJEEDホームページをご確認ください。

■申請できるのは、勤務先の所在する都道府県の地域障害者職業センターが行う基礎的研修のみです。他の都道府県で実施する基礎的研修への申請はできません。

勤務地の所在する都道府県内で受講

■受講申請は受講希望者の在籍する法人、事業所の長または研修受講を管理する責任者（管理者等）が行ってください。個人からの受講申請は受付できません。



申請は管理者から

### 受講人数の調整に関する事項

■一施設から複数名の申請があった場合、1名に限定していただく可能性があります。



あらかじめ、ご承知おきください

■定員を超える申請があった場合、申込期間中であっても早期に受付を締め切る可能性があります。優先順位が高い場合でも締切後の追加受講決定を行うことはできません。

### 研修の受講、修了に関する事項

■オンデマンド研修受講期間はあらかじめ決まっています。期間内にオンデマンド研修動画の視聴及びテスト、アンケート回答が終了しない場合は、集合研修を受講することはできず、再度、受講申請することになります。

■集合研修において規定の受講時間を満たさない場合（理由を問わず）、本研修を修了することはできません。集合研修を修了できない場合は、翌年度末までは集合研修のみ受講申請をすることができます。

## ▶▶▶ 基礎的研修の内容

### ■オンデマンド科目（9科目 560分）

科目1（80分） 就労支援の理念・目的	科目4（60分） 就労支援機関の役割と連携	科目5（60分） 障害特性と職業的課題Ⅰ（身体障害、難病）
科目6（60分） 障害特性と職業的課題Ⅱ（知的障害、発達障害）	科目7（60分） 障害特性と職業的課題Ⅲ（精神障害、高次脳機能障害）	科目8（60分） 労働関係法規の基礎知識
科目9（60分） 企業に対する支援の基礎	科目10（60分） ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援	科目12（60分） 企業における障害者雇用の実践

### ■集合研修科目（5科目 340分）

科目2（50分） 就労支援のプロセスⅠ（インターク～職業準備性向上のための支援）	科目3（50分） 就労支援のプロセスⅡ（求職活動支援～定着支援）
科目11（100分） アセスメントの基礎	科目13（90分） 地域における就労支援の取組
科目14（50分） 講義の振り返り	

## 北海道障害者職業センター



住所 〒 001-0024

E-mail hokkaido-ctr@jeed.go.jp

北海道札幌市北区北二十四条西5-1-1 札幌サンプラザ5階

電話 011-747-8231